

令和6年12月から、医療保険の資格確認方法が変わります

医療保険証からマイナ保険証への変更に関するお知らせ（重要）

令和6年（2024年）12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを基本とする仕組みに移行します。

これに伴い、小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請における医療保険の資格確認方法を、健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード「マイナ保険証」を利用する方法に変更します。

令和6年11月迄の確認方法

× 受診者（対象児童等）の健康保険証の写し



令和6年12月以降の確認方法

○ ①・②のいずれか

- ① マイナポータルで表示される受診者（対象児童等）の「健康保険証の資格情報」画面を印刷したもの（印刷できない場合は電子提出可能。詳細は裏面参照）

マイナポータルの利用方法は、デジタル庁ホームページをご確認ください。



マイナポータルの利用準備・ログイン方法



「健康保険証の資格情報」の確認方法

- ② 受診者（対象児童等）が加入する保険者から交付された「資格確認情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し（受診者と被保険者分）

ご加入の保険組合にお問い合わせください。有効期間内のものをご提出ください。

〈注意〉 電子提出の前に申請書等の提出が必要です（郵送・持参）

マイナポータルで表示される受診者（対象児童等）の「健康保険証の資格情報」 電子提出方法について

1. マイナポータルにログイン

① 「健康保険証の資格情報」表示する。

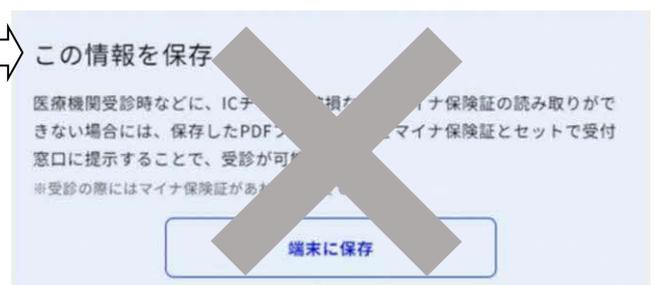


② 健康保険証の資格情報画面をPDFファイルとしてスマートフォン等に保存する。

注意

資格情報画面下部の「端末に保存」は不可
（被保険者氏名、資格取得年月日等が
確認できないため）

必ず資格情報画面のWebページそのものをPDFファイルに変換したものをご準備ください。



2. 下記QRコードから枚方市の送信フォーム（LoGo フォーム）にアクセス

③ 申請者情報等を入力する。

申請書等が未提出の場合、資格情報画面の提出はできません。



④ ②で保存したPDFを添付し、入力内容に間違いがないか確認の上、送信する。

電子提出できるのは、医療保険の資格情報のみです。

その他の申請に必要な書類は、来所または郵送で提出ください。

各種申請に必要な書類については枚方市ホームページに記載しています。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001421.html>

枚方市 小児慢性特定疾病 申請

検索